

一般社団法人 ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構

会員規則

(総則)

第 1 条 一般社団法人 ONSEN・ガストロノミーツーリズム推進機構（以下、「当法人」とする）の会員に関する規程については、定款に定めるもののほか、本規則の定めるところによる。

(正会員及び賛助会員)

第 2 条 当法人の会員は、正会員及び賛助会員の 2 種とし、賛助会員はこれを別けて、一般会員と自治体会員の 2 種とする。

2 正会員は、当法人の設立時社員及び当法人の目的に賛同して入会した団体とする。

3 賛助会員は、当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体とし、次の 2 種とする。

(1) 一般会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は自治体以外の団体

(2) 自治体会員 当法人の目的に賛同して入会した自治体など

(入会の申込)

第 3 条 当法人の会員になろうとするものは、当法人所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。ただし、自治体会員はこの手続を要しないものとする。

2 理事長は、前項の申込があった日以降に開催される最初の理事会において、当該申込者の入会の可否を諮らなければならない。

(会費)

第 4 条 入会を承認され会員となったものは、次に定める会費を速やかに支払わなければならない。

(1) 正会員団体 年会費 1 口 金 100 万円

(2) 一般会員団体 年会費 1 口 金 50 万円

(3) 一般会員個人 別途「個人会員細則」にて定めるものとする

(4) 自治体会員 入会金 1 口 金 10 万円

2 年会費の起算日は毎年 4 月 1 日とし、正会員及び賛助会員は前項に定める年会費を同年 4 月 30 日までに支払わなければならない。

3 第 2 項の規定にかかわらず、入会初年度については、入会から 1 ヶ月以内に第 1 項に定める会費を支払うものとする。

4 自治体会員は第 1 項の入会金のほか、自治体の区域内において当法人が特別協力する事業に対して、1 回当たり金 30 万円の認定料を支払うものとする。

5 支払った会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(支払)

第 5 条 会員は、前条によって算定された金額を甲の指定する口座に振り込む方法にて行う。

2 振込みに掛かる手数料等については、当該会員の負担とする。

(変更の届出)

第 6 条 会員は、その氏名又は名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとする。

(正会員の権利)

第 7 条 正会員は、当法人の定款に定める権利を有する。

- 2 正会員のうち、年会費を 3 口以上納める団体は、当法人の役付き理事を 1 名に限り推薦することが出来る。

(会員の義務)

第 8 条 当法人の会員は、次の義務を負う

- (1) 当法人の定款、本規則その他規則、規約等の定めに従うこと
- (2) その他、当法人の決議及び指示に従うこと

(禁止事項)

第 9 条 会員は、会員資格に基づく一切の権利又は義務を、第三者に譲渡し、貸与し又は担保等に供してはならない。

(個人情報の管理)

第 10 条 会員は、当法人の活動において取り扱う個人情報の保護に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切且つ適法な手段により個人情報を収集し、利用すること
- (2) 個人情報への不正アクセス、紛失、破壊又は漏洩等の予防及び是正のために継続的に必要な安全対策を講じること
- (3) 個人情報に関する法令及びその他規範を遵守すること

(守秘義務)

第 11 条 会員は、当法人の活動において取り扱う次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動を通して知り得た個人情報、秘密情報等に関して、当法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと
- (2) 退会後も、入会中と同様、活動を通して知り得た個人情報、秘密情報等に関して、当法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと

(著作権)

第 12 条 当法人の発意に基づき、会員又は当法人の活動に従事するものが作成する著作物で、当法人が自己の著作の名義の下に公表するものの著作権者は当法人とする。

(情報の二次使用)

第 13 条 当法人によって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用してはならない。

(会員規則の追加及び変更等)

第 14 条 理事会の決議により、本規則の内容を追加、削除及び変更することができる。

(免責及び損害賠償)

第 15 条 会員は、当法人の活動に関して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否、方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切の責任を負わないものとする。

- 2 会員が退会、除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して適用されるものとする。